

芳賀台地土地改良区慶弔規程

第1条 この土地改良区の役職員の慶弔に関してはこの規程の定めるところによる。

第2条 慶事については必要に応じ、理事会において検討し定める。

第3条弔事については、死亡、傷病及び災厄の場合に適用する。

(1) 死亡の場合

- イ) 役職員本人の場合、改良区より花輪及び香料を贈ることができる。
- ロ) 役職員の配偶者、一親等(同一世帯)の場合、改良区より香料を贈ることができる。

(2) 傷病の場合

役職員が、引き続き15日以上入院加療の場合、改良区より見舞金を贈ることができる。

(3) 災厄の場合

役職員に火災その他の大きな災厄があった場合その被害の程度に応じて、見舞金を贈ることができる。

第4条 香料、見舞金等については理事会にて検討し定めるものとする。

第5条 本規程によって贈呈した金品に対しては、返礼を受けないものとする。

第6条 慶弔については、本規程に定めるもののほか、緊急を要する事項は、理事長が処理する。

第7条 この規程に定めのないものについては、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日より実施する。

平成20年10月30日より実施する。